大庭台墓園平面墓地等申込書

	藤沢	巾 攴			-	- 2	5	<u>1</u>] — [C) 8	6] [1]	
				住 所	藤沢市	ī 大	庭378	82番地				
				申込者 (自署)	フリガナ 氏 名 生年月	日昭	庭 和×	×年 ×月		日		
	□大庭台	記載の、墓所 墓園事業/ に基づく情	に係る諸	手続きには	おいて、市	項につ	する信	, 引意の上、 主民記録情				
		☑普ì	通墓地	∠ 4 r	n²							
申込区画番号 □芝生墓地				b □ 6 m²							優遇者	
		□集復	合納骨壇	(0.3m^2)	第	00 2	₹ ×	× 列 △	.△ 番	;		
里	氏 名			死 亡	年月日	月日		埋蔵区分		申込者との続格		
蔵予定者	大庭 太郎 ※申込にあたって、埋葬予定者が			令和7年3月30日 复数の場合は、代表して1名のみ記入してく			(新骨)・ 改葬 /			配偶者 子 親 兄弟姉妹		
該		申込状況 を付けてくだ		和5年度 10月募集	有	(#)	令和6年度 10月募		<u>)</u> 有	(#)	
	*埋蔵予算 * 訂正す?	定者につい な場合は一覧	ては、申記	入者からみ7 ! てください	た続柄を記	己入してく	ください) 0				
*訂正する場合は二重線で 優遇確認]有	□無	
	: 付番号 出申込みに	基づき、次の	ひとおり決	・ 定してよい	でしょうか							
	所長	補佐	主査		当公	即使用 說認印	起案決裁施行					
•	※別途、決	た定通知書を	送付する	3ものです。	(公印省町	各)						
ð	央定区分	□当	選(使用	予定者)			補欠			〕落	選	
.	~ ~ ~ ′	~ ~ ~ ~ 大庭		ま切り取らた			~ ~ 小	~~~~ 2025 [。] 空)	~~~ 年(令和	~ 17年)	~~~~~ 10月 8 日	
1	住 所	藤沢市	,	大庭3782番地							去の申込状況	
1込	f氏名 大庭 花子		<u> </u>	埋蔵予定者	大庭	大庭 太郎		申 込 者との続柄	親	十	和5年度	
	I	Z 普ì	重墓地	⊿ 4 m²				= 7			有無	
申	込区画番	号 □芝	生墓地	\Box 6 m ²						令为	和6年度 有 (無)	
		□集役	合納骨壇	$1(0.3\text{m}^2)$	第() 区	××	. 列 △△	番		11	
_					-							

11

~墓所使用上の制限と注意事項をよくお読みのうえ、お申込みください。~

墓所使用上の制限

- (1) 墓所を使用する権利を、相続などの理由で承継する場合を除いて、**譲渡及び転貸することはできません。また、区画の変更もできません。**
- (2) 人の焼骨を埋蔵する目的以外は使用できません (ペット埋蔵不可)。
- (3) 墓碑は、1墓所1墓石で、使用者の氏名は必ず刻字してください。なお、集合納骨壇は墓碑の設置 はできません。
- (4) 墓碑その他の設備の工事を行う場合は、事前に市長に申請し、承認を受けてください。
- (5) 普通墓地は、隣接区画との境界を石材等で区切り、排水措置を講じ、カロート(納骨設備)を設けてください。
- (6) 芝生墓地は、カロートが設置済みで、改造することはできません。
- (7) 墓石工事は、別に定める基準及び注意事項に基づき、墓所の使用開始日以降に着手してください。
- (8) 集合納骨壇は納骨設備ができており、改造はできません。また、建物内のため水等をかけることはできません。
- (9) 集合納骨壇は防火管理上、可燃物を置くことはできません。

墓所使用上の注意事項

(1) 「使用許可証」は、大切に保管してください。

「使用許可証」は墓石等の工事、遺骨の埋葬等、墓所の使用に関わる各種手続きの際に必要となります。

- (2) 墓所内の管理について
 - ①墓所の使用者は、自己管理となる墓所内(使用区画内)を清潔にするよう努めてください。普通 墓地の場合、使用区画内に植えた植物や雑草の手入れ、劣化による墓石等の修理などの維持管理 等を行い、隣接墓所に影響することのないようにしてください。
 - ②園内の野生小動物(カラス、ネコ、タヌキ等)により、お供物が散乱される場合があります。飲み物・食べ物等のお供物はお持ち帰りください。
 - ③芝生墓地(洋式墓地)と集合納骨壇は、構造上塔婆を立てることができませんので、ご了承ください。
- (3) 納骨や遺品を埋葬するときは、必ず届出をしてください。埋葬の手続きを行わないと、**埋葬の事実が記録されません**。また、**遺骨は必ず骨壺に納めて納骨してください。**
- (4) 使用許可の取消し

次のいずれかに該当するときは、墓所の使用許可を取消すことがあります。

- ア 使用者が死亡し、使用者の地位を承継する者がいないとき。
- イ 使用者が管理料を2年間納めないとき。
- ウ 使用者が許可を受けた目的以外に墓所を使用したとき。
- エ 使用者が使用料を納付しないとき。
- オ 使用者が不在となり、その生死不明の状態が7年間継続したとき。
- カ 使用開始日から1年を経過しても遺骨を埋葬しないとき。
- キ 使用者が使用墓所を他の者に貸し、又はその使用する権利を他の者に譲渡したとき。
- ク 偽りその他不正な手段により、藤沢市大庭台墓園の墓所の管理に関する条例(以下「条例」という。)の規定による許可又は承認を受けたとき。
- ケ その他条例及び同条例施行規則の規定に違反したとき。
- (5) 墓所の返還について

墓所を使用しなくなったときは、当該墓所を原状に回復して返還届に使用許可証及び必要書類を添えて提出してください。なお、既納の使用料及び管理料等は、原則としてお返しできません。

- (6) 大庭台墓園の利用時間は、通常、午前8時30分から午後5時までです。 大庭台墓園への車の出入りも、同じく午前8時30分から午後5時までです。
- (7) 施設管理について

大庭台墓園は都市公園を兼ねた施設です。墓参者以外の方も利用ができることをご理解ください。 なお、墓所管理者(藤沢市)は、次の事由によって生じる使用墓所内の諸設備等の盗難、紛失、破 損等の損害についての責任は負いかねます。

ア 第三者による不法行為

イ 地震、噴火、洪水、津波、台風等の自然災害

大庭台墓園平面墓地等申込書

## VO	+ F		<u> </u>		2025年(令和	17年)1(0月 日
藤沢	市長		ΤL				
		住 所	藤沢市				
		申 込 者 (自 署)	フリガナ 氏 名 生年月日 電話番号		年 ()	月	日
□大庭台	記載の、墓所使月 3墓園事業に係 等に基づく情報を	る諸手続きにお	いて、市で作	呆管する	住民記録情報		
	□普通墓	地 □4㎡	:				
申込区画都	番号 □芝生墓	地 □ 6 ㎡					優遇者
	□集合納	骨壇(0.3 m²)	第	区	列	番	
埋 蔵	氏 名	死亡	年月日		埋蔵区分	申込	者との続柄
予 定 者 ※申込 に	あたって、埋葬予定者が	複数の場合は、代表し	、て1名のみ記入し	1 "	新骨・改葬	配偶親	者 子 兄弟姉妹
	の申込状況	令和5年度 10月募集	有	無	令和6年度 10月募集	有	無
*埋蔵予	丸を付けてください。 ・定者については、	申込者からみた	<u>::</u> :続柄を記入し			175	M
	る場合は二重線 [~] 遇 確 認	で消してください。			令和6年度	 □有	
		月刊的干技			月刊40千/文	<u>□′H</u>	
[== th \	マサ ごと ひのしと	NOTE	71 . E.L.				
所長 ボー	こ基づき、次のとお 補佐 3	主査 担当		用 +17 #	*		
/> 1 + -	,		承認日				
				決裁施行			
※ 別途 >	 決定通知書を送り		(公印省略)	が担1.	ı		
決定区分		 吏用予定者)		 コ 補欠		□ 落	選
~ ~ ~ ~		<u></u>			~ ~ ~ ~ ~	~ ~ ~	~ ~ ~ ~
		墓園平面墓	[地等申]	人書(2025年(令 (控)	和7年)1	0月 日
住 所	藤沢市					過:	去の申込状況
申込者氏名		埋藏予定者 地 □ 4 m ²			申込者との続柄		和5年度 有 無
申込区画							和6年度
中心凸凹的		吧 □ 0 m 骨壇(0.3 m²)	<i>**</i>	□	Til 可		有 無
受付番号	山米口州	口·但 (V·UIII <i>)</i>	第	区	列 番		
人门田勺							

*太線枠内を記入してください。この控えは再発行されません。抽選までなくさないように保管してください。